

瑞浪市まちづくり基本条例

(平成27年7月1日施行)

瑞浪市まちづくり基本条例は、市民の想いを活かしたまちづくりを進めるためのルールブックとなるものです。この条例には、みんなの権利と責任や義務、役割や考え方などが定められています。

みんなが瑞浪市を愛し、誇りをもち、暮らしやすい魅力あるまち＝みんなが「幸せだな」と実感できるまちをつくっていくことを目標にしています。

市 民

(第5条・第6条)

まちづくりの主役です。まちづくりに参加することができる権利があります。お互いの活動を尊重し、協力してまちづくりを進めます（協働のまちづくり）。



市民とは...

住んでいる人、市内にある会社や団体、そこで働く人や活動する人、市内の学校に通っている人のことをいいます。



市 議 会

(第11条)



市民の代表として、条例（市のルール）や予算（市のお金の使い方）などを決めています。

(第12条・第13条・第17条)

行政（市役所など）

市役所



高齢者や障がい者に福祉サービスの提供をしたり、道路や公園をつくったりするなど、市民が幸せに暮らせるためのいろいろな仕事をしています。

■市民まちづくり会議



この条例がまちづくりにおける各施策や取組などに活かされているかを検証する場が「市民まちづくり会議」です。学識経験者、市内の民間団体から推薦された方および公募による市民の参加を得ながら、年1～2回の会議を開催しています。

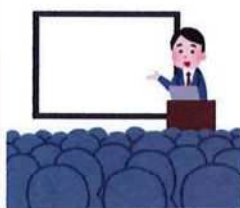
R2年10月発行

“幸せ実感都市 みずなみ”の実現に向け、 みんなでまちづくりを進めましょう。

まちづくりの主角は市民一人ひとりです。自分の意見や知恵を出す機会、事業を計画したり、イベントに参加したりする機会などが保障されています。市民一人ひとりが幸せを感じることができるまちをつくっていきましょう。

まちづくりに参加するいろいろな機会があります。

地域懇談会などで市のことを知る



市民アンケートや市政直行便などで提案をする



いろいろな委員会や審議会に参加する



講演会などに参加したり学んだりする



イベントに参加する、イベントのスタッフとして手伝いをする



まちづくりの中心的な組織があります。

1. 自治会

- ・住んでいる所にある●●●区、■●■組、▲▲▲班などのことです。

2. まちづくり推進組織

- ・市内にある●●●地区まちづくり推進協議会などのことです。

みんなの住んでいる地域にも、自治会、まちづくり推進組織やいろいろな団体があります。役員さんや地域の人たちが協力して、みんなが参加できる行事、楽しめるようなイベントを考えてくれています。みんなが参加することで、明るい、元気な暮らし、瑞浪市ができます！

力を合わせてできることから
やってみよう

